

【用語】 勢多郡原之郷―勢多郡富士見村 惣百性―高持ちの本百姓
水呑―無高の百姓のこと 吟味―よく心をつけて調べること 公儀
―幕府 法渡―法度、法令、禁令 無作法成者―礼儀などわきまえない者 仕附―苗を植え付けること 入目―費用、出費 五人組頭―五人組の長、判頭ともいう

【解説】 一般に五人組帳は、前書と五人組構成員が署名捺印する本文からなっている。前書は、領主が庶民を統制する最も基本的な法であり、条文の長短は地域や時期によって違いがあるが、内容は一般的に禁制事項と地域独自の事項とに大別できる。名主は毎年三月、前書条文を村民一同に読み聞かせ、これを遵守する旨を証印して領主へ提出したのである。

この文書は、前橋藩領であった勢多郡原之郷村の寛政四年（一七九二）の五人組帳である。前書は省略部分を含めると一〇カ条からなり、五人組仲間の連帯責任、相互監視、田畑の耕作、居屋敷のこと、村諸入用の割り当てなど簡潔に記されている。本文は、五人組ごとに家主と家族構成、年齢、田畑の面積、馬数が記されており、五人組帳と人別改帳を複合した形式になっていることがわかる。なお、原之郷村には篤農家で知られる船津伝次平が居住していた。彼は父利兵衛の跡を継ぎ、寺子屋つくしや九十九庵いそいあんの二代目師匠となり、安政五年（一八五八）には同村の名主となっている。この文書中の伝次平は船津家の先祖である可能性が高いが、今後さらに検討する必要がある。